

少子化が加速する地域における これからの高等学校教育の在り方について

令和5年1月27日
岩本悠

少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

地域の高校が置かれている状況

- 通える高校が多数立地する都市部においては、各高校が特色化していくことで、公私の様々な普通科、専門学科、総合学科、定時制・通信制等の多様な選択肢から高校を選択できるようになり、多様な生徒の多様な学びのニーズに応える魅力的な高校教育環境になっていく。
- 一方、都市部以外の、通学可能な高校が限られている少子化が加速する地域（例えば、離島・中山間・過疎地域・へき地等）の高校生たちの多様な学びのニーズには、どのように応えていくことができるのだろうか？

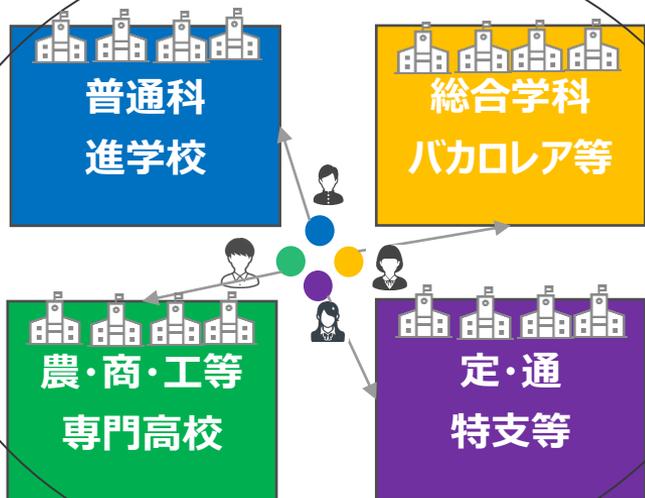
【上記のような地域の高校の一例】

ある町では、**家から通える高校は、公立の全日制普通科の小規模高校ただ一つ**。農業や工業等に興味がある生徒、国公立大学理系へ進学したい生徒、外国籍の生徒、家庭の事情で働きながら高校に通いたい生徒、不登校経験や困難を抱えている生徒など多様な生徒が、一つの小さな高校内に集まっている。小規模高校のため、教職員数は少なく多様な科目は開設できない。高校の周りに塾やフリースクール等の学校外教育機関はなく、経済的に余裕がない家庭も多い。

こうした地域における、**教育格差を越え「誰一人取り残さず」に生徒たちに質の高い教育を提供できる、新しい時代の高校の在り方とはどのようなものであろうか？**

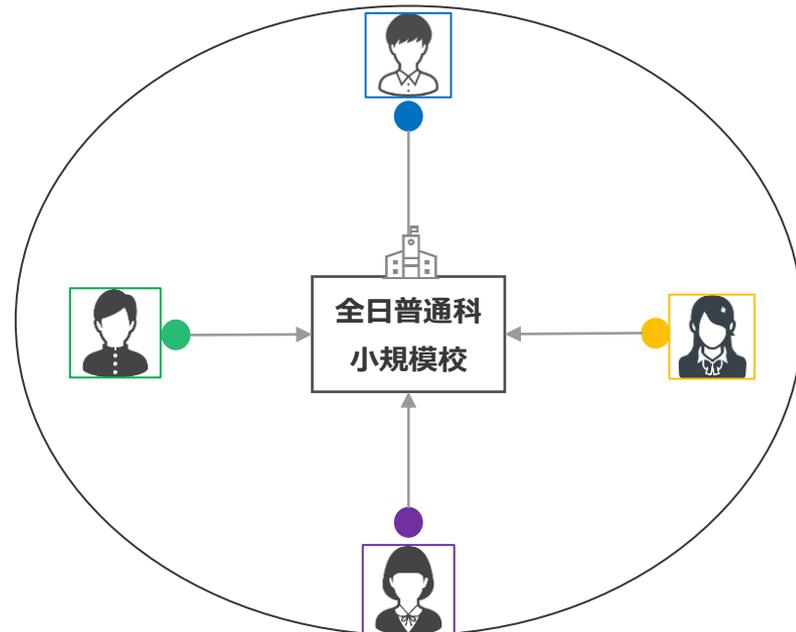
イメージ

都市部



多様な学校が(学校外の多様な教育・福祉機関等も)存在するため、生徒と学校等のマッチングと転編入の柔軟化により、多様な生徒のニーズや状況変化に対応していける

へき地等



多様な生徒のニーズを小さな一校で一手に対応する必要があるため、学校の特色化は困難。学校外の多様な教育機関等もないため、**少ない教職員で多様なニーズに総合的に対応できる仕組み**が必要

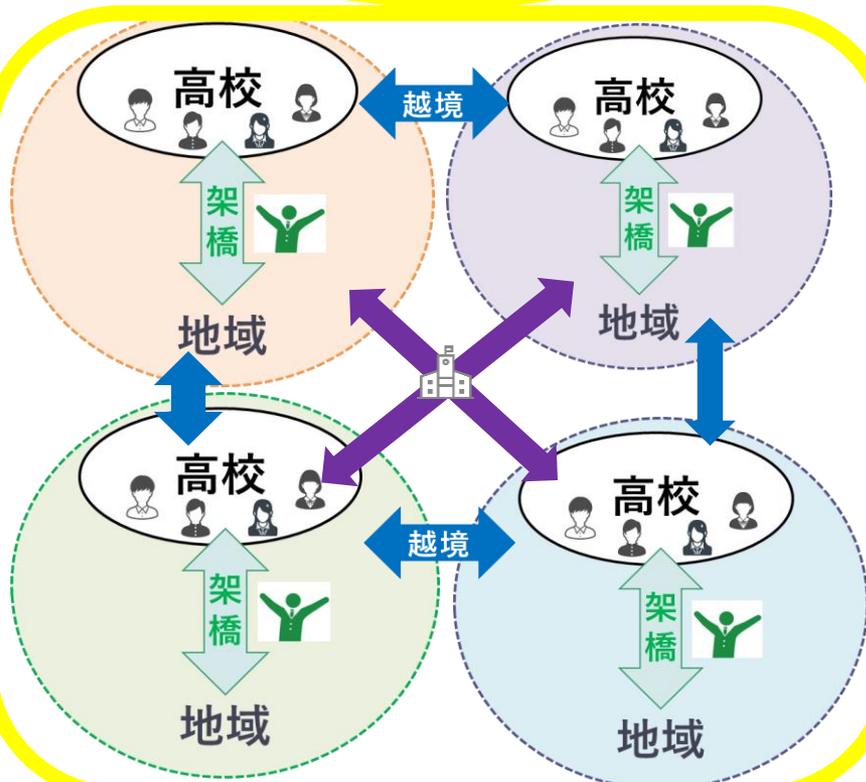
少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

基本的な考え方と3つの方針

○少子化が加速する過疎地域等の小規模高校においては、学校内の教育資源（教職員数・生徒数・科目数・部活数等）が少ないため、学校と地域・社会、学校間をつなぎ、多様な教育資源を柔軟に組み合わせながら生徒の多様なニーズに個別最適・協働的に対応できる環境を整備することが急務である。具体的には次の3つを実現できる効果的な仕組み・環境の整備が必要である。①**地域資源**の活用、②**遠隔・通信**の活用、③**他地域・他高校との越境・留学**の活用

【課題】 少ない教職員数

- ・ 少ない科目・部活動・生徒人数
- ・ 少ない切磋琢磨・異文化の機会



イメージ

① 地域資源活用

小中学校、社会教育、福祉・産業等の
地域資源（人・もの・場など）の効果的な活用



- ◎ へき地・小規模校等へのコーディネーター配置
- ◎ 都道府県立 市町村運営高校の実現

② 遠隔・通信活用

ICTを活用したオンライン・通信・遠隔授業等の実現



- ◎ へき地・小規模校特例制度の創設
(通信の方法を用いた教育の活用、全通併修及び遠隔授業の際の要件緩和等)

③ 越境・留学活用

他の地域・高校からの越境・留学・交流の受け入れ及び
他の地域・高校への越境・留学・交流の促進



- ◎ 海外留学等の規程の地域留学への適応
- ◎ 通信教育の弾力的な活用等

① - I 地域・社会の関係機関等との連携・協働と探究・学際的な学びの実現に向けた コーディネーターの配置

- 関係機関等との連携協働体制を構築し、多様な地域・社会資源の活用及び地域・大学・企業等と連携した探究やSTEAM教育等を推進できるようにするために、高校と関係機関等との連携・協働を推進する**コーディネーターの配置を実現**。まずは必要性の高い過疎地域等の小規模高校及び新しい普通教育を主とする学科（地域社会、学際的な学びに関する学科）等への配置を実現するとともに、全高校への配置を目指す。
- その際、**学教法・高校標準法体系にコーディネーターを専門職として位置づける**とともに、**加配枠の新設や定数化、地域と学校の連携・協働体制構築事業等との政策連携、高校教職員数の自然減等を財源とした地方財政措置**等を行うことも考えられる。

【参考】

多様な主体と連携する学びを実現するために必要な全体のボリュームイメージ【高等学校】

	専門学科 専門学科を設置する学校数1972校	普通科 普通科を設置する学校数3733校	
探究タイプ	既に専門性に基じた探究的な学びを実施	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; border-radius: 10px;">個人の関心テーマで探究タイプ</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; border-radius: 10px;">学校全体で探究タイプ</div> </div>	
	<p>普通科に比べて人的措置が手厚い。</p> <p>探究的な学びや地域連携等も進んでいる傾向。</p>	<p>各教員が子供たちの興味関心に基づき探究に伴走。</p> <p>オンラインやリアル対面での大学、企業、研究機関等との連携。</p> <p>コーディネーター人材が中心となり教員と協働として、学校全体、クラス全体で探究活動を進め、全体の企画や外部機関との連携方を検討</p>	
必要となる リソース・取組	学校間連携による分野横断的な探究や、技能の強化等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; border-radius: 10px;">手厚い教員配置が必要</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; border-radius: 10px;">コーディネーター人材の配置が必要</div> </div>	
		<p>(試算:各学校1人配置) 650万円※×3550校(全公立高校) =230億円/年間</p>	

【公立高校の標準的な教職員数】※高校標準法による算定

専門学科 (工業科の場合)	収容定員	普通科
教員 23 実習助手 6 その他 4 33名	201~240(6学級)	教員 17 実習助手 1 その他 3 21名
教員 45 実習助手 8 その他 6 59名	561~600(15学級)	教員 37 実習助手 1 その他 5 43名

①-Ⅱ 都道府県立か市町村立かの二項対立を越えるハイブリッドな運営形態 「都道府県立・市町村運営学校（コンソーシアム運営学校）」の実現

- 都道府県立高校の内部資源だけでの学校運営の限界を超え、市町村及び地域の小中学校、社会教育、福祉・産業等の地域資源（人・もの・場など）を最大限に活用した学校運営を効果的に推進するために、**都道府県が設置者でありながら、市町村による運営や市町村が関与する法人、協働体制（コンソーシアム）による運営も可能**とする。広域での管理や連絡調整ができる都道府県の強みと、より生徒・保護者・学校・地域に近く、現場の声を聴きながら柔軟で機動的に取り組みやすい市町村の双方の強みを活かした協働的で個別最適な学校経営を可能としていく。
- 当該高校における教職員は、基本的には都道府県任用教職員が中心となることが想定されるが、市町村等による管理職や一部教職員・コーディネーター等の任用や、市町村立小中学校の教職員、社会教育・福祉機関等の職員の兼務・兼業等による活用も考えられる。
- また学校施設・寮などについても他の公共機関・施設（市町村立小中学校、図書館・博物館・公民館等の社会教育・文化・芸術・スポーツ・福祉施設、研修・交流センター、給食センター、職員住宅等）との複合化や共同利用等も考えられる。
- 一方で、小規模市町村は財政基盤も弱いため、高校運営に必要な財政負担を都道府県が市町村に強いたり、肩代わりさせる形にならないよう制度設計及び運用においては留意する必要がある。

イメージ

都道府県

（設置主体としての強み・期待される役割例）

広域人事による教員の採用・配置

高校間連携・遠隔教育の推進

高校教育の専門知を活かした伴走

（各教科の指導主事等による支援・伴走等）

長期・安定的な財源・条件整備

（教育の機会均等・持続性の確保等）

市町村

（運営主体としての強み・期待される役割例）

地域社会の多様な人材の任用・活用

小中高連携・学社協働の推進

分野横断の総合知を活かした教育

（福祉・産業等の地域資源のコーディネート等）

機動的で柔軟な学校運営

（各学校・地域の独自性・魅力の活用等）

②へき地・小規模校特例制度（仮称）の創設 全・定・通の区分の弾力化及び通信・遠隔授業の要件緩和

●多様な生徒に個別最適で協働的な学びを実現するためには、学校（課程）に生徒が合わせるのではなく、生徒に学校が合わせられる柔軟な仕組みに転換する必要がある。具体的にはGIGAスクール構想の推進による1人1台端末の全面的な利活用を高校でも進めるとともに、以下を実現する必要がある。

①**全日制においても**、生徒の実態等に応じて、特例として**定時や通信の方法を用いた教育を行うことを可能とする**。

※こうした特例と共に、全・定・通の課程を生徒の実態等に個別最適に組み合わせられる「**総合課程**」の創設もしくは**全・定・通という区分自体の解消・撤廃**の検討を進める必要があるのではないかと。

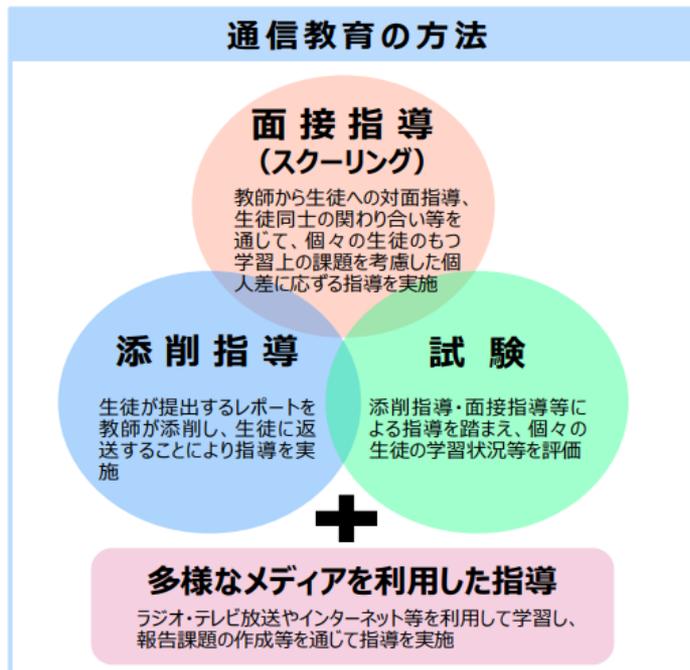
②他の高校の通信制課程の科目を履修できる「**全通併修**」を行う際には、交通条件に恵まれない離島・中山間・へき地等の小規模高校においては特例として、**面接指導を同時双方向型の遠隔指導で代替可能**とする。

③他地域の配信拠点からの**遠隔授業による科目履修を行う際**には、交通条件に恵まれない離島・中山間・へき地等の教職員が少ない小規模高校においては特例として、**受信側の人員の配置要件及び対面による授業要件を緩和可能**とする。

※上記のような多様でフレキシブルな学びを実現するためには、**単位制**を導入・活用していくことが効果的と考えられる。

●また、今後の我が国の更なる少子化・学校の小規模化を見据え、例えば国立附属高校等に**全国のへき地・小規模校向けの通信制教育及びオンライン・遠隔授業の配信拠点機能**を付与し、新しい時代の教育研究や教員養成・育成を推進するなど、国として条件不利地域の小規模高校への教育の機会均等及び教育の質の維持・向上を図る大胆な取り組みが求められる。

【参考】



高等学校の不登校特例制度（通信の方法を用いた教育）

【制度概要】高等学校の**全日制・定時制課程**における不登校生徒を対象として、**通信の方法を用いた教育により**、36単位を上限として**単位認定**を行うことを可能とする。

高等学校における遠隔授業を病気療養中の生徒等に対して行う場合の要件緩和

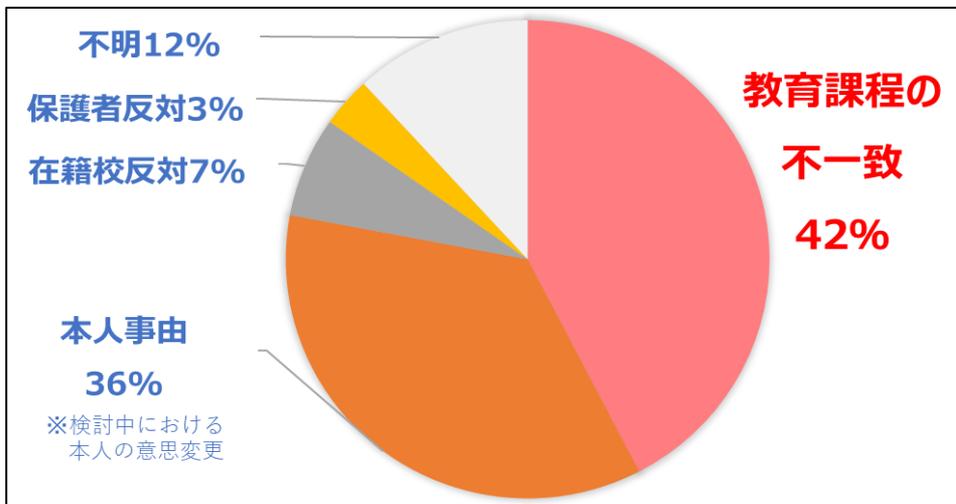
【制度概要】病室等における病気療養中の生徒等に対し**同時双方向型の遠隔授業を行う場合の特例**として、**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することを必ずしも要しないこと**とするとともに、当該授業については**修得単位数の上限（36単位）の算定に含めないこと**とする。

③地域留学・越境学習の促進

留学における単位のみなし規定及び通信活用の弾力化

- 離島・中山間地域の小規模高校等への留学は、越境した留学生自身の成長に加え、そうした留学を受け入れ交流する高校の生徒の成長にも寄与する（主体性・協働性・探究性・社会性に関わる学習環境や生徒の行動実績の伸びが大きい）など、双方にとっての効果が明らかになっている。一方で、一年間の地域留学の希望する高校生の多くは、**教育課程の不一致（特に必履修科目）により留学を断念**せざる得ない状況がある。
- 少人数の中で人間関係が固定化し、同世代の多様な見方や考え方に触れる機会や切磋琢磨が起こりにくい少子化が進む地域の小規模高校等の生徒たちに、多様な同世代との交流機会や異文化・他地域との越境機会を確保・拡充する観点からも、**海外留学促進のための単位のみなし規定を、地域留学（元来の生活拠点とは異なる地域に一定期間在留し、原籍校とは異なる高等学校において学ぶこと）にも適応**できるようにする。もしくは、**地域留学に係る単位認定は、海外留学に係る単位認定に準ずることが可能**であること、また転学など特別の事情のある場合の**履修や修得についての弾力的な取り扱いに関して、地域留学も「特別の事情のある場合」にあたることを明確化し、周知**する必要がある。
- また、教育課程の不一致により留学先で履修ができない必履修科目等に関しては、各都道府県の公立通信制高校等で履修できるようにし、その際の**対面指導（スクーリング）は、同時双方向型の遠隔指導もしくは留学先ないしは原籍校の教員による対面の指導で代替可能**とする。

【参考】地域留学検討者の留学断念理由



地域みらい留学365 第一期検討者（59名）の回答

【参考】海外留学における単位のみなし規定

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編
第5章 単位の修得及び卒業の認定

4 学校外における学修等の単位認定 (1) 海外留学に係る単位認定
外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）へ留学した場合に、36単位を限度として我が国の高等学校の単位として認めることができる。単位認定に当たっては、外国における学習を当該高等学校の特定の教科・科目の履修とみなして単位認定することも、逐一各教科・科目と対比せずに、まとめて「留学」として単位認定を行うことも可能である。（略）留学をした場合でも必履修教科・科目の履修は必要であることから、例えば、外国における学習の一部を必履修教科・科目の履修とみなして単位を認定し、残りを「留学」としてまとめて単位認定を行うことなども考えられる。（略）これらの制度を活用することで、長期の留学の際、原級留置や休学する必要がなくなるため、当該制度の積極的な活用が期待される。

【参考】転学など特別の事情のある場合の履修や修得の弾力的な取り扱い

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編 第5章 単位の修得及び卒業の認定
2 卒業までに修得させる単位数（第1章総則第4款2）

（前略）卒業までに修得させる各教科・科目については、転学など特別の事情のある場合を考慮し、その履修や修得について弾力的な取扱いができるような配慮をしておくことが大切である。

終わりにかけて 伺ってみたい問い

今回提案させて頂いた内容は、「へき地などの条件不利地域」や「小規模校」に限った「特例」的な話に留めて良いものでしょうか？

確かに、地理的条件等による教育格差が生じている「条件不利地域」や、学校内教育資源が極めて少ない「小規模校」は必要性が高く、コストやリスクを抑えながら新しい取り組みを始めて結果を検証するのに適した場所ではあります。一方で、少子化が進む課題先進地域の高校が課題解決先進校となり、「辺境」から始まった取り組みが全国を変えていくリバースイノベーションとなっていくまでには、時間がかかります。

小中学校では不登校が増え続け、大学では文理横断等の改革が動き出し、目の前の高校生たちは日々成長していくなか、そして、デジタル化や少子化等が加速度的に進む今、私たちは今回提案させて頂いたような高校教育改革をどれだけ悠長に時間をかけて議論・検討・検証しながら、小さく丁寧に進めるべきなのでしょうか？

議論を大きくして結果的に進まなくなる（遅くなる）ことは正直避けたいですが、皆さんはどのように考えますか。